

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する県の意見を同法第8条第6項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成21年5月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスコキクチ角田店

角田市角田字大町35番7 外29筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社キクチ 代表取締役 菊地 逸夫

福島県相馬市中村字宇多川町17

3 県の意見

夜間に発生する騒音ごとの予測の結果より、当該大規模小売店舗の敷地境界線において、自動車走行音により騒音規制法（昭和43年法律第98号、以下この項において「同法」という。）における規制基準を超過するおそれがあることから、当該店舗に同法に規定する特定施設を設置する場合には同法を遵守し、必要な騒音対策をとること。

また、同法に規定する特定施設を設置しない場合であっても、夜間における自動車走行音の騒音レベル予測値の最大値が、住居立地点において、指針で引用している同法における基準値を超過していることから、適切な騒音対策を講じること。

4 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，大河原地方県政情報コーナー及び角田市役所

6 縦覧期間

平成21年5月29日から平成21年6月29日まで（ただし、閉庁日を除く。）